

綾部市リサイクル推進員制度と ごみ処理の状況等について

令和8年4月

綾 部 市



綾部市リサイクルセンター

目 次

綾部市リサイクル推進員制度について

1 制度の目的	2
2 設置の根拠		
3 役割及び活動内容		
(1) 主な役割		
(2) 主な活動内容（取組事例）		
4 任期及び活動報償金	3
(1) 任期		
(2) 活動報償金		
5 人数		

ごみ減量化の取組について

1 ごみ減量化の取組	4
2 ごみ減量化に向けた重点的な取組	5
(1) 「あやべ古紙再生プロジェクト」		
(2) 実績		
(3) 資源回収により資源化されたもの		
3 ごみ減量目標	6

ごみ処理状況について

1 ごみ処理の現状	7
2 ごみ排出状況の推移	8
3 ごみ処理事業の概要	9
(1) 主な取組		
(2) ごみ処理区分	10
ア 収集ごみ（市が収集するごみ）		
イ 収集運搬・処理手数料	11
ウ 持込みごみ（個人が直接搬入するごみ）		
エ 綾部市では収集・処理しないごみ	12
(3) ごみ処理経費		

～ 綾部市リサイクル推進員制度について ～

1 制度の目的

豊かさや便利さを追い求めた20世紀の私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返し、限りある天然資源を大量に消費し、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の環境問題から身近なごみ問題まで、多くの課題を残すことになりました。

21世紀を生きるこれからの私たちは、今までのライフスタイル（使い捨て社会）を改め、資源循環を基調とする持続可能な「循環型社会」を実践しなければなりません。

循環型社会の実現には、まず、一人ひとりが3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組み、ごみの減量化・資源化を図ることが重要であり、ごみの発生抑制・再使用から始まり、発生したごみはその処理方法に応じ分別し適正に処理するとともに、可能な限りリサイクルすることが求められています。

私たちの暮らしに密着した一番身近な環境問題として、地域ぐるみでごみ減量化や資源化、適正処理などを推進するとともに、一人ひとりの自覚と協力に基づいた積極的な取組を進めていくことが大切です。

綾部市リサイクル推進員（以下、「推進員」。）は、ごみの減量や分別について、地域に密着した活動を進めていく上で中心的な役割を果たしていただくポジションにあります。

また、ごみに関する地域のリーダーとして、市と地域とのパイプ役でもあり、市と地域が一体となったごみ減量やリサイクルの推進により、環境の保全と循環型社会の一翼を担っていただくものです。

2 設置の根拠

推進員は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8に『廃棄物減量等推進員』という名称で規定されており、ごみ減量やリサイクルに熱意と見識を有する者のうちから、市長が委嘱することができることになっています。

そして、推進員の役割として、同じく第2項で、廃棄物の減量等のために市が行う施策や取組に協力し、活動することが規定されています。

3 役割及び活動内容

(1) 主な役割

ごみの減量化とリサイクルの推進
①ごみの減量化、資源化の推進
②ごみの分別と排出の指導・啓発
③市と地域（市民）との連携役で、地域のリーダーとして率先的な活動

(2) 主な活動内容（取組事例）

①ごみの出し方について、チラシ、たより、回覧等を利用して地域住民へ呼び掛ける。

②可能な範囲において、集積所でのごみの分別指導を行う。

③地域内のごみ問題や減量の方策を話し合う。

④地域環境の美化意識を高めるために必要と思われる啓発活動の展開。

（例）推進員だよりの発行、ごみについてのアンケート調査の実施、環境美化クリーン大作戦等清掃活動への積極的な参加、集積所の清掃等

- ⑤不法投棄防止について、チラシ、たより、回覧等での呼び掛けや地域内で話し合いの実施。
- ⑥市と地域（市民）との連絡調整。
 - ・ごみに関する相談や連絡事項の対応
 - ・市の取組の周知と広報

(3) 取り残しごみの対応

- ①ごみが分別不十分で取り残されている場合、1週間程度、地域の中で取り残されている旨を周知いただき、排出者に再分別を促す。
- ②そのままごみが残っている場合、クリーンセンターに連絡する。
- ③連絡を受けた取り残しごみは、クリーンセンターにて回収し、再分別を行い、処分する。
- ④再分別する際に排出者が判明した場合は、文書で通知する。

4 任期及び活動報償金

(1) 任期

1年間（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

(2) 活動報償金

1自治会当たり、年額均等割5,000円及び世帯数に100円を乗じた額
（自治会等指定の口座に振り込みます）

5 人数

推進員は、原則としておおむね50世帯につき1人の割合で自治会から推薦を受け、市が委嘱します。

令和8年度の推進員の人数	449名
--------------	------

お知らせとお願い

★ 「推進員専用ごみ袋」をお配りします。

「推進員専用ごみ袋」は、次のような場合にご利用ください。

- ① 集積所に出された資源物が汚れ等の原因により取り残された際に、ペットボトル・白色トレイは「燃やして処理するごみ」に、びん類・カン類は「燃やさないで処理するごみ」に整理するとき。
（整理したごみ袋は、決められた収集日に出してください。）
- ②集積所付近や公共の場所に散乱しているごみを整理するとき。

*このごみ袋は、推進員さんが推進員として活動される場合にご利用ください。日常の家庭からのごみ出しには、使用しないでください。

～ ごみ減量化の取組について ～




1 ごみ減量化の取組

近年、地球温暖化の問題とともに、環境や自然を大切にしている活動が広がり、企業や事業所をはじめ家庭でのごみ減量やリサイクルの取組が広がっています。

また、マイクロプラスチックによる海洋汚染が問題となっており、プラスチックの過剰な使用を抑制することが急務となる中、「容器包装リサイクル法」の省令が改正され、飲食店ではプラスチック製ストロー廃止の取組が増えるなど、プラスチックごみ減量に向けた意識がより高まっています。さらに、令和6年度から使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「水平リサイクル」の取り組みも行っており、廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進し、持続可能な資源循環型社会の推進が図られています。

「ごみ問題」は、消費者、事業者、自治体がそれぞれの立場でごみ減量とリサイクルという同じ目標を持ち、「使い捨ての時代」からごみを減らしリサイクルを推進していく「循環型社会」へと移り変わっていくことが求められています。

①「リデュース」、②「リユース」、③「リサイクル」の優先順位でごみの減量化を図り、資源を循環させ、地球と環境にやさしい循環型社会を実現しましょう。

<p>①リデュース（発生抑制）</p> 	<p>ごみを減らす一番大切な方法は、不要なものは持たない、買わない、もらわない、作らない。</p> <p>つまり、ごみを発生源から断つことが大切です。</p> <p>①過剰包装や不要な包装は断る。 ②マイバッグやマイバスケットを利用しレジ袋は断る。 ③必要なものを必要な分だけ買い、使い切る。 ④本当にほしいものかよく考えて買う。</p>
<p>②リユース（再使用）</p> 	<p>使えるものは最後まで使う。これは、ごく自然なことです。ものは、使われるために貴重な地球の資源から生まれてきました。ものを大切にする心「もったいない」という気持ちを持つことです。</p> <p>①できるだけ長く使えるものを買う。 ②修理してもう一度使う。リフォームする。 ③まわりでほしい人に譲る。（バザーやフリーマーケットなどを活用する。） ④詰め替え商品を買う。</p>
<p>③リサイクル（再生利用）</p> 	<p>リサイクルは、ごみの分別なくしては成り立ちません。資源は資源としてきちんと分けて出すことが使ったあなたの責任です。繰り返し使用できないものは、分別してもう一度資源にしましょう。</p> <p>①新聞、雑誌、ダンボール等は、<u>地域やPTAなどで実施される資源回収に出す。</u> ②生ごみはできるだけ堆肥化する。 ③再生紙使用マークの付いた商品やリサイクル商品を買う。</p>

2 ごみ減量化に向けた重点的な取組

(1) 「あやべ古紙再生プロジェクト」

クリーンセンターに搬入される「燃やして処理するごみ」の約35パーセントが紙類になります。この中には、リサイクルできる紙（雑がみ）も多く含まれています。

これまで何げなくごみ箱に捨ててしまいがちな雑がみを各家庭で分別し、新聞、雑誌、ダンボールとともに資源回収にまわすことで、ごみの減量化や資源化が図られ、ごみ処理経費の削減にもつながります。

市は、平成29年4月から「あやべ古紙再生プロジェクト」の取組を開始しました。古紙再生に向けた取組にご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 令和7年度実績

①参画自治会数（登録団体数） 13自治会

② 回収量 10,010kg

（新聞3,360kg、雑誌4,950kg、ダンボール1,700kg）

(3) 資源回収により資源化されたもの（地域やPTAなどの団体）

資源回収実績

（単位：kg・団体）

項目		年度				
		R3	R4	R5	R6	R7
登録団体数		93 <13>	89 <13>	87 <13>	87 <13>	86 <13>
紙類	新聞	279,195 <4,595>	260,960 <3,390>	219,800 <3,040>	196,200 <3,020>	202,010 <3,360>
	雑誌	264,580 <6,680>	262,790 <5,030>	249,837 <4,550>	234,510 <4,550>	247,443 <4,950>
	ダンボール	250,195 <2,985>	230,740 <1,430>	227,990 <1,510>	218,140 <1,520>	239,285 <1,700>
	その他 (牛乳パック、シュレッダー)	8,620 <0>	9,190 <0>	11,741 <0>	11,194 <0>	11,570 <0>
布類		20,200	23,716	20,139	18,144	19,670
合計		822,790 <14,240>	822,790 <14,240>	729,507 <9,100>	678,208 <9,090>	719,978 <10,010>

◇カッコ内は、「あやべ古紙再生プロジェクト」による回収実績になります。

(いずれも内数)

3 ごみ減量目標

令和6年3月に「綾部市エネルギー環境基本計画」を策定し令和12年度までの目標を定めました。

目標とする指標	基準値（令和4年度）	目標値（令和12年度）
1人当たり可燃ごみ（家庭系） 排出量	157kg	95kg
1人当たり不燃ごみ（家庭系） 排出量	30kg	20kg
団体等による紙類回収量	859t	1,500t

一人でできることは小さくても、家族みんなで、また地域みんなで協力すれば大きな力になります。ごみは必ず出るものですが、ちょっとした工夫や心がけで減らすことができます。

小さくても実行できることからごみ減量に取り組んでみましょう。

みんなで実践、ごみ減量

台所から出るごみの約40パーセントが、食べ残しや未開封の食品類（食品ロス）という調査結果が出ています。また、生ごみの約80パーセントは水分と言われています。十分に水切りをしていただくことでも減量につながります。

ごみを出すときには、1まわり小さい袋で出すように心がけてみましょう。

もう一度、自分の生活をよく見直してみてください。

- ・ いらないものを買っていないか。
- ・ 使えるものを捨てていないか。
- ・ 出さなくてもいいごみを出していないか。

小さなこともコツコツとごみ減量

- ・ ごみの減量には3R（リデュース・リユース・リサイクル）が大切な取組です。
- ・ 小さなことでも、みんながいっしょに実行すれば、大きな力になります。
- ・ 小さな努力が集まれば、きっとごみを減らすことができるようになります。



京都府ごみ減量推進イメージキャラクター「なすまる」

～ ごみ処理状況について ～

1 ごみ処理の現状

綾部市では可燃性ごみの処理を、平成14年11月から稼働したクリーンセンターで行っています。クリーンセンターでは、収集した「可燃ごみ」から固形燃料（Refuse Derived Fuel=RDF）を製造して燃焼させ、発生する熱を利用して発電する循環型のごみ処理方式を採用しました。

このクリーンセンターが稼働するまで、プラスチック類は「不燃ごみ」として“埋め立て処分”をしていましたが、他の可燃ごみとともに燃焼効率のよい固形燃料（RDF）として処理することで“埋め立てごみ”の減量化が図れ、最終処分場を予定より長く使用することが可能となりました。

ただし、平成24年11月から処理経費の面で、クリーンセンターでの燃焼・発電をやめ、RDFは外部処理しています。

また、クリーンセンター西側の谷の形状を利用した最終処分場は、平成31年3月から使用を開始しており、埋立容量は約46,000m³で、埋立年数は15年を予定しています。分別を徹底し、埋め立てごみを減らすことで最終処分場が長く使用できるようになります。

可燃ごみと不燃ごみの合計処理量の年度ごとの変化を見ると、平成26年度の9,128トンから減少傾向が続き、令和7年度には7,556トンにまで減少しています。令和6年度の家庭ごみ発生量を前年度と比較すると、可燃ごみが0.8%減少し、不燃ごみも5.9%減少となり、日々の皆様のご尽力が、しっかりとごみ減量に繋がっています。

今後も引き続き、市民との協働で令和8年度のごみ減量目標達成に向けた取組を推進していきます。

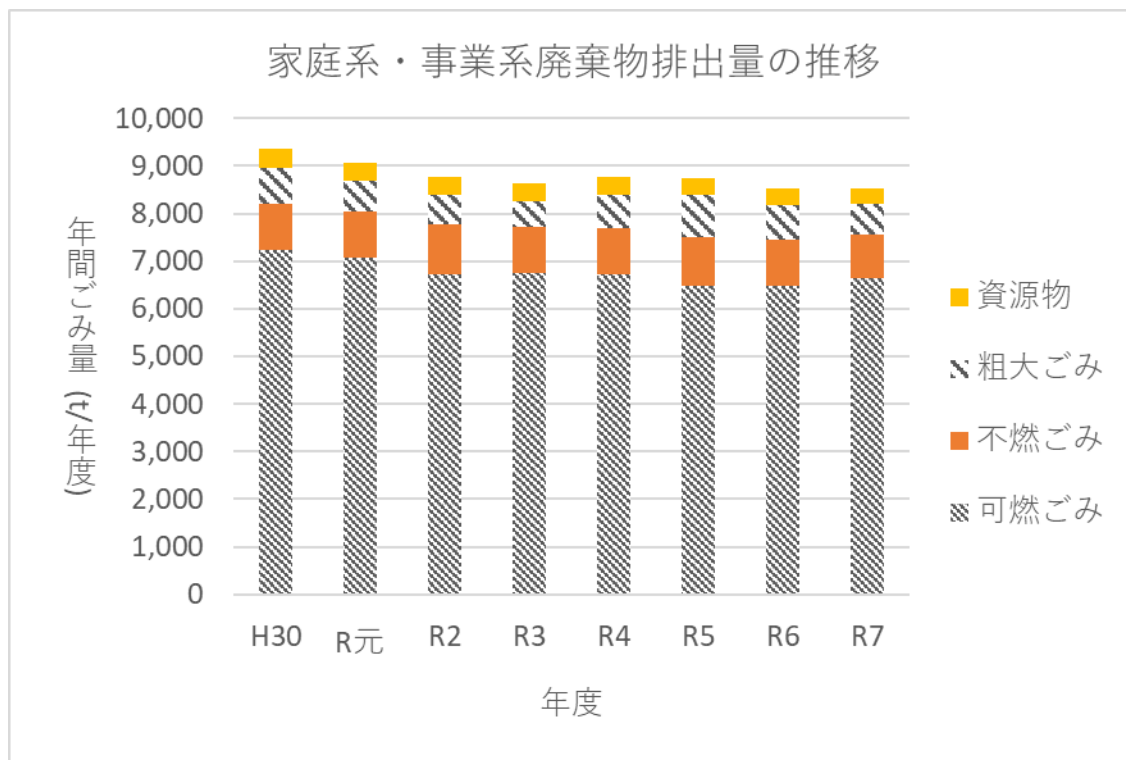
現在、綾部市が実施しているごみの減量化・資源化事業は、指定ごみ袋での収集と資源物の分別収集があります。あわせて、各種団体が行う資源物の回収活動、自治会が設置する古紙回収用保管庫に助成を行うとともに、「あやべ古紙再生プロジェクト」の取組により、資源化の促進とごみの発生抑制にも努めています。

綾部市リサイクル推進員制度は、今年で27年目を迎えました。この間、数多くの市民の方に推進員を委嘱させていただき、集積所での現地指導をはじめとした地域に密着した活動でごみの減量や分別の徹底にご尽力いただいております。

今後も、更にごみの減量化とリサイクルを進めるため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、循環型社会の構築に向けた取組を進めていくことが大切だと考えております。

2 ごみ排出状況の推移

綾部市における年度ごとのごみ排出状況は次のとおりです。



(単位: t)

年度 項目	30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	7,237	7,083	6,732	6,747	6,710	6,489	6,486	6,636
うち家庭系	5,390	5,367	5,182	5,137	5,021	4,790	4,596	4,561
対前年比(%)	△3.2	△0.4	△3.4	△0.9	△2.3	△4.6	△4.1	△0.8
不燃ごみ	954	954	1,034	970	972	1,009	964	920
うち家庭系	936	930	1,016	951	947	990	944	889
対前年比(%)	3.2	△0.7	9.2	△6.4	△0.4	4.5	△4.6	△5.9
小計	8,191	8,037	7,766	7,717	7,682	7,498	7,450	7,556
うち家庭系	6,326	6,297	6,198	6,088	5,968	5,780	5,540	5,450
対前年比(%)	△2.3	△0.5	△1.6	△1.8	△2.0	△3.2	△4.1	△1.6
粗大ごみ	772	644	626	539	722	900	734	636
資源物	397	393	389	379	371	352	353	326
カン類	55	59	64	62	53	51	54	42
びん類	260	254	249	237	234	220	214	200
その他資源	82	80	76	80	84	81	85	84
合計	9,360	9,074	8,781	8,635	8,775	8,750	8,537	8,518

◇「その他資源」とは、ペットボトル、白色トレーの回収量になります。

◇「可燃ごみ」「不燃ごみ」のなかには、事業系一般廃棄物を含んでいます。

3 ごみ処理事業の概要

(1) 綾部市のごみ処理事業の主な取組

昭和 50 年 3 月	清掃工場竣工 (20t/8h×2 炉)
昭和 53 年 6 月	可燃ごみ、不燃ごみとも市内全域で収集開始
昭和 58 年 5 月	分別収集を開始 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源物 (カン類、びん類)、粗大ごみ、有害ごみ)
平成 2 年 10 月	可燃・不燃ごみは民間委託収集 粗大ごみは直営収集
平成 3 年 5 月	牛乳パック収集開始
平成 7 年 6 月	資源物の収集内容を変更 収集業務を民間委託
平成 10 年 4 月	資源回収補助金制度創設
平成 11 年 6 月	リサイクル推進員制度発足
平成 11 年 9 月	燃やして処理するごみの指定ごみ袋制度開始
	新最終処分場供用開始
平成 12 年 6 月	ペットボトル・白色トレイの分別収集開始
平成 13 年 4 月	家電 4 品目の戸別収集開始
平成 14 年 9 月	燃やして処理するごみの分別区分を変更
平成 14 年 11 月	綾部市クリーンセンター本格稼働開始
平成 15 年 4 月	可燃ごみの休日収集開始
平成 15 年 9 月	燃やさないで処理するごみの指定ごみ袋制度開始
	粗大ごみの有料による戸別収集開始
平成 16 年 4 月	衣類の分別収集開始
平成 20 年 4 月	古紙回収用保管庫設置費補助金制度創設
平成 20 年 7 月	リユースショップの開設
平成 22 年 4 月	カン類の資源収集に食用缶を加える
平成 23 年 4 月	びん類の分別区分を 3 色 (透明、茶、その他) に変更
	衣類のリサイクル範囲を拡大
平成 24 年 4 月	木片を燃やさないで処理するごみに変更 (40 cm 以上は粗大ごみ)
平成 24 年 11 月	クリーンセンター燃焼発電施設の運転休止 RDF 外部処理開始
平成 26 年 3 月	新最終処分場完成 (46,000 m ³)
平成 29 年 4 月	あやべ古紙再生プロジェクト開始
令和 2 年 8 月	リサイクルセンター竣工 (カン類、ペットボトル減容機更新)
令和 2 年 11 月	スプレー缶等処理装置導入 (スプレー缶等の穴あけ不要に)
令和 6 年 1 月	ペットボトルの水平リサイクルに関する協定締結

(2) ごみ処理区分

ア 収集ごみ（市が収集するごみ）

処理対象ごみの種類及び収集回数については、表2のとおりです。

表2 ごみ処理区分表

種 類		内 訳		収集回数	
燃やして処理するごみ (可燃ごみ)		調理くず、紙くず、草花(土がついていないもの)、手袋、発泡スチロール、包装ラップ、はぎれなどの布類(40cm以下)、割り箸、プラスチック類等		週2回 指定ごみ袋	
燃やさないで処理するごみ (不燃ごみ)		ガラス類(ガラス、コップ等)、金属類(なべ、飲食用以外の缶、アルミ箔等)、貝がら、靴類、ビデオ、CD、木製品(40cm以下)、せともの、小型家電(家電4品目を除く)、塩ビ製品等		年12回 指定ごみ袋	
資源としてリサイクルする物	金属	カン類	アルミ缶 スチール缶	ジュース、ビールなどの飲料缶、缶詰等の食用缶	年12回
	ガラス	びん類	透明(白色)	酒、ジュース、調味料などの食用びん及び化粧品用びん(分類3種類)	
			茶色		
			その他		
	プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	ジュース、醤油、酒などのPET表示のあるもの	
その他プラスチック		白色トレイ	食料品の容器に使用された両面白色のトレイ		
衣類	衣類	洋服・和服等衣類全般、肌着、帽子、コート、ジャージ、作業服等(雨具は除く)		年12回	
有害ごみ		電球、蛍光管	廃電球、廃蛍光管		年12回
		乾電池	廃乾電池、廃小型充電式電池		
		スプレー缶等	カセットボンベ、スプレー缶等		
		ライター	使い捨てライター		
粗大ごみ (40cmを超えるもの)		ふとん類	ふとん、毛布、まくら、敷パッド、座布団、クッション等		年4回 有料戸別収集
		その他	家具類 バイク(50cc以下)、自転車 家電製品(家電4品目を除く) ガスコンロ、ストーブ、トタン		
家電4品目		テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ式)、エアコン(室外機含む)、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、保冷庫、冷温庫、ワイン庫、電気洗濯機、衣類乾燥機		年4回 有料戸別収集	

イ 収集運搬・処理手数料

粗大ごみ等の収集運搬・処理手数料については、表3のとおりです。

表3 収集運搬・処理手数料一覧

(単位：円)

項目	区分	内 容	金額(税込)
粗大ごみ	ふとん類	1 kgまでごとに	63
	ふとん類以外	20 kgまでごとに	419
	収集加算額	市が収集の場合1回につき	1,048
家電4品目	エアコン	市が収集の場合1台につき 室内ユニット	2,619
		〃 室外ユニット	3,667
		〃 ウインド形エアコンディショナー	3,667
	テレビ (ブラウン管式、 液晶・プラズマ式)	〃 20型未満	2,619
		〃 20型以上25型未満	3,143
		〃 25型以上	3,667
	冷蔵庫・冷凍庫	〃 100ℓ 未満	3,667
		〃 100ℓ 以上250ℓ 未満	4,191
		〃 250ℓ 以上	4,714
	洗濯機	〃 一槽式(全自動)	3,667
		〃 二槽式	3,143
	衣類乾燥機	〃	2,619
			クリーンセンターに直接持ち込んだ場合1台につき

- ◇ 粗大ごみを直接クリーンセンターに持ち込む場合は、収集加算額(収集手数料)は不要です。
- ◇ 家電4品目の処分は、リネットジャパンリサイクル株式会社が実施する自宅回収サービス、または購入された販売店や買換えされる販売店にご相談ください。引き取るべき販売店がない場合に限り、クリーンセンターで引き受けます。
- ◇ 業務用のエアコン、冷蔵庫などはクリーンセンターでは受け入れできません。

ウ 持込みごみ(個人が直接搬入するごみ)

大掃除や引越しなど通常より多量に出るものについては、集積所に出さず、直接クリーンセンターに持ち込んでください。

燃やして処理するごみ、燃やさないで処理するごみは、綾部市指定のごみ袋に入れて持ち込んでいただくことを原則としますが、著しく多い場合は、重さにより処理手数料をお支払いいただくこともできます。この場合は、指定袋に入れていただく必要はありません。

また、粗大ごみや資源としてリサイクルするものについても、直接持ち込むことができます。

- ◇ 受付 月曜日から土曜日まで(祝日含む)
午前9時から12時までと午後1時から4時まで
(12月30日は、午後3時まで)
※受付時間外、日曜日、12月31日から1月3日は、ごみの受付は行っておりません。
- ◇ 品目 家庭ごみ(燃やして処理するごみ、燃やさないで処理するごみ、資源物及び有害ごみ、粗大ごみ、衣類)

エ 綾部市では収集・処理しないごみ

- ①飲食店、店舗、会社、工場、事務所、病院、警察、官公署等事業所の「燃やさないで処理するごみ」及び「粗大ごみ」。
- ②建築廃材、農業機械、天日温水器、廃油、塗料、農薬、劇薬、かわら、タイヤ、ホイール、バッテリー、消火器、コンクリート、ガスボンベ、パソコン等は、販売店、取扱店、施工業者等に相談してください。
- ③家庭用医療器具のうち注射針は、かかりつけの病院等に相談してください。
- ④使用済みパソコンは、パソコンリサイクル法により廃棄されるパソコンのメーカーが回収しますので、まずは販売店に相談してください。また、リネットジャパンリサイクル(株)が実施する、宅配便による回収も利用できます。
(☎0570-085-800)へお問い合わせください。
- ⑤消火器については、(株)消火器リサイクル推進センターにご相談ください。
(☎03-5829-6773)へお問い合わせください。

(3) ごみ処理経費

ごみ処理に要する経費等は、表4のとおりです。

表4 ごみ処理経費等の推移

項目 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
処理対象人口 (人)	33,358	32,883	32,493	32,041	31,605	31,148
ごみ処理量 (t)	9,338	9,055	8,982	9,015	9,033	8,784
市民1人当たりごみ処理量 (kg/人)	280	275	276	281	286	282
処理・維持管理費 (千円)	582,393	586,136	622,794	643,737	647,240	667,869
市民1人当たり年間所要額 (千円)	17.5	17.8	19.2	20.1	20.5	21.4
ごみ1t当たり年間所要額 (千円)	62	65	69	71	72	76

- ◇ ごみ処理量は、可燃、不燃、粗大、泥、衛生公苑汚泥、資源物（カン類、びん類、ペットボトル、白色トレイ）、有害ごみ（乾電池、蛍光管）、衣類の処理量です。
- ◇ 経費の算出に、起債償還額は含まれていません。
- ◇ 処理対象人口は、10月1日現在の住基人口です。



